

林業・木材産業制度資金のご案内



資金名	実施したい事業内容 資金の目的			運転資金			機械・施設の導入			森林整備		経営安定		就業促進		土地 森林	災害復旧							
	貸付金利 (%)	償還 期間 (年以内)	据置 期間 (年以内)	素材 生産 資金 立木 購入 代金	素材 購入 代金	製品 購入 代金	造林 に 必要 な 経費	伐採 造林 買作 業に 必要 な 経費	林業・ きのこ 用機 械・ 施設 の取 得等	林産 物生 産・ 木材 加工 ・流 通施 設の 整備	安全 衛生 施設 ・福 利厚 生施 設の 整備	森林 レク リー エー シヨ ン施 設等 の整 備	造林 育林 作業 路整 備	林道 の改 良・ 造成	スト ック ヤード (中 間土 場の 造成)	専門 家の 指導 ・助 言・ 研修 受講 等	林産 物の 新た な販 売方 式の実 施(一 十等)	経営 再建 ・負 債整 理・ 保安 林維 持	新た な林 業木 材産 業経 営開 始・ 研修 受講 金	結婚 資金 ・住 宅資 金・ 女性 活動 ・施 設資 金	森林 (林 地分 収林 の購 入)	被災 した 森林 の整 備	機械 ・施 設の 災害 復旧	
①林業・木材産業改善資金 ※1	無利子	10	3						●	●	●		●	●	●	●	●							
②木材産業等高度化推進資金	事業経営改善合理化資金	1.35~1.65	1	-	●	●	●																	
	新規需要創出資金	1.35	1	-		●	※2																	
	木材高度加工資金	1.35	1	-		●	※2																	
	林業経営改善資金	1.65	1	-				●																
	伐採・造林・買作業推進資金	1.35・1.55	1	-					●															
木材安定供給資金	1.35	1	-	●	●	●	※2	※2	※2															
③日本政策金融公庫資金	造林	0.85~1.55	30~55	20~35									●										●	
	樹苗養成施設	0.85~1.55	15	5						●													●	
	林道	0.85~1.55	20・25	3~7										●									●	
	利用間伐推進	1.40	20	20					● 林のみ				●											
	伐採調整	1.40	30	30													●							
	森林整備活性化資金	無利子	30	20									●											
	森林取得	0.85~1.40	25・35	25																			●	
	育林	1.40	20	20									●											
	生産方式合理化	1.55	10	2												●								
	林業構造改善事業推進資金	1.40~2.55	20	3						●	●	●												
	農林漁業施設資金	1.40~1.95	15・20	3						●	●	●												●
	振興山村・過疎地域経営改善資金	1.40~2.55	25	8						●	●	●												
新規用途事業等資金	1.85	15	3							●														
中山間地域活性化資金	1.35~1.10	15・25	3・8							●	●													
農林漁業セーフティネット資金	0.85~1.35	15	3	●	●		●	●																
④特定災害対策緊急資金	実質無利子	15	3																				●	
⑤農山漁村女性・若者活動支援資金	無利子	10・17	2・5																	●				

※1 国庫補助金の残額には利用できません ※2 各種要件があります ●利率は令和7年1月21日時点のものを掲載しています
 ◎本パンフレット掲載の内容について、法令等の改正により変更になっている場合がございます。最新の内容はお問い合わせください



① 林業・木材産業改善資金(設備資金)

林業・木材産業経営の改善等または林業・木材産業経営開始等を目的として、生産性の向上、品質の向上に役立つ機械・施設の導入等を行う際の**無利子の設備資金**です

貸付対象者

- ① 林業従事者たる個人、その組織する団体、林業を行う法人
 ② 木材産業に属する事業(木材製造業、木材卸売業、木材市場業)を営む者、その組織する団体等

貸付対象事業	貸付利率	償還期間	据置期間	貸付限度額
【新たな林業部門の経営の開始】 ●新たに素材生産業やきのご栽培を開始するため必要な機械、施設の導入	無利子	10年以内 (一部特例あり)	3年以内 (一部特例あり)	個人1,500万円 会社3,000万円 団体5,000万円 (ただし、団体が木材産業に係る事業を実施する場合は1億円)
【新たな木材産業部門の経営の開始】 ●新たに木材製品生産や木材市場業等を開始するため必要な機械、施設の導入				
【林産物の新たな生産方式の導入】 ●生産性の向上、品質の向上等に役立つ機械・施設の導入 高性能林業機械、グラブプル、菌床椎茸栽培施設、椎茸乾燥機、木材乾燥施設等				
【林産物の新たな販売方式の導入】 ●販売量拡大やコスト低減に役立つ林産物の流通用機械・施設等の導入(IT等)				
【林業労働に係る安全衛生施設の導入】 ●防振装置付きチェンソー、無線機器等				
【林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入】 ●休憩室、更衣室、トイレ等				

- 融資の際には、県の審査があります。国庫補助金の残額には利用できません
- 転貸(金融機関を通じた貸付)の場合は独立行政法人農林漁業信用基金による信用保証制度が利用できます(原則80%保証)
 転貸の取扱実績がある金融機関：大分銀行・大分県信用組合・日田信用金庫
- 直貸(600万円以下に限る)の場合は貸付金額に応じた人数の保証人が必要です。直貸の事務委託機関：大分県森林組合連合会・各森林組合(再委託)・大分県木材協同組合連合会

② 木材産業等高度化推進資金(運転資金)

木材の生産または流通を行う事業者が事業の合理化を推進する場合、林業者が林業経営の改善を推進する場合及び共同して木材の安定供給の確保を推進する場合に利用できる**短期運転資金**です

貸付対象者

- 知事から合理化計画、林業経営改善計画または木材安定供給確保事業計画の認定を受けた①～③の者
- ① 森林所有者、森林組合、森林組合連合会、その他の森林所有者の組織する団体
 - ② 素材生産業者、木材製造業者、木材卸売業者、木材市場開設者等及びその組織する団体
 - ③ 木材輸送業者、木材製品利用事業者等(注1)

【貸付利率は令和7年1月21日現在】

資金の種類		貸付対象事業	貸付利率(%)	償還期間	貸付限度額
事業経営改善 合理化資金	素材生産等促進資金	素材生産、素材引取等	1.65 (1.55) [1.35]	1年 以内	1億円 (特認2億円 ・4億円・5億円)
	新規需要創出資金	新規需要木材製品製造	[1.35]		1億円
木材高度加工資金	木材高度加工資金	JAS無垢材原料素材引取等	[1.35]		1億円 (特認2億円)
林業経営改善資金	林業経営高度化推進 資金	造林に必要な資金	[1.65]		5,000万円 (特認1.5億円)
	伐採・造林一貫作業 推進資金	伐採・造林一貫作業に必要 な資金	(1.55) [1.35]		1億円 (特認2億円)
木材安定供給資金	木材安定供給資金	素材生産、素材引取、輸送、 木材製品利用経費等(注1)	[1.35]		3億円 (特認4億円)

(注1) 各種要件があります

- 貸付利率における()は3倍協調資金の利率、[]は2倍協調資金の利率です。木材取扱量等により貸付利率が異なります
- 融資を受ける際には、金融機関等の審査があります(当資金取扱金融機関：大分銀行)
- 独立行政法人農林漁業信用基金による信用保証制度が利用できます(原則80%保証)

③日本政策金融公庫資金(農林水産事業)

日本政策金融公庫が融資する、林業生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金です。補助金(国)の残額にも対応できる資金があります

貸付対象者 林業を営む者またはその者の組織する法人

【貸付利率は令和7年1月21日現在】

資金の種類	貸付対象事業	貸付利率 (%)	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (AかBの低い額)	
					A融資額(万円)	B融資率 (%)
林業基盤整備資金	人工植栽、天然林改良、育林等	0.85~1.55	30~55	20~35	—	80、計画森林90
	樹苗養成施設	0.85~1.55	15	5	—	80
	林道・作業道の改良、復旧等	0.85~1.55	20・25	3~7	—	80、集落排水100
	利用間伐に必要な資金、公庫資金等の償還円滑化のための資金	1.40	20	20	—	利用間伐100 償還円滑化90
	保安林における利用伐期齢以上の立木の維持(禁伐、択伐の取扱を受ける場合等を除く)	1.40	30	30	貸付対象立木の評価額の範囲内で400/人	—
森林整備活性化資金	造林・利用間伐	無利子	30	20	—	負担する額の2/7以内
林業経営育成資金	林地、分収林の取得	0.85~1.40	25・35	25	個人1,000~7,000 法人3,000~100,000	80 特認100
	森林の保育、保護、保全等の育林	1.40	20	20	—	—
	生産方式の合理化に必要な資金	1.55	10	2	—	—
林業構造改善事業推進資金	林業・木材産業構造改革事業計画に基づいて行う林業施設の造成等	1.40~2.55	20	3	個人1,300~30,000 法人2,600~30,000	80
農林漁業施設資金(注1)	林産物の生産等に必要な共同利用施設の造成等	1.40~1.95	20	3	—	80
	素材生産用施設、林産物処理加工・流通販売施設、森林レクリエーション施設造成等	1.40~1.55	15	3	300~30,000	80
振興山村・過疎地域経営改善資金	振興山村または過疎地域における素材等の生産施設、造林並びに林産物の処理加工施設等の取得	1.40~2.55	25	8	個人1,300~2,600 法人5,200~50,000	80
新規用途事業等資金	間伐材または椎茸に係る新規用途採用	1.85	15	3	—	80
中山間地域活性化資金	中山間地域の加工流通施設の造成等	1.35~1.60	15	3	—	80
	林業生産環境施設の造成等	1.40	25	8	—	80
農林漁業セーフティネット資金	経営の維持・安定に必要な長期運転資金	0.85~1.35	15	3	一般 600 特認 年間経営経費等の6/12以内 (簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合)	—

(注1) 林業施設整備等利子助成事業により最大2%の利子助成を受けることができます(予算に限りがあります)。国庫補助残融資が可能です

日本政策金融公庫資金(農林水産事業)に関する問い合わせ先



日本政策金融公庫大分支店 ☎097-532-8491
〒870-0034 大分市都町2丁目1番12号

④災害対応資金

日本政策金融公庫が融資する、災害の復旧等に必要な資金に県が上乗せ利子補給を行います

貸付対象者 林業を営む者またはその者の組織する法人

【貸付利率は令和7年1月21日現在】

資金の種類	貸付対象事業	貸付利率 (%)	償還期間 (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額 (万円)	融資率 (%)
特定災害対策緊急資金	知事が特定災害として指定した場合に発動される、被害林業者に対する実質無利子の施設取得・復旧資金や長期運転資金 ※対象となる制度資金(農林漁業セーフティネット資金及び農林漁業施設資金)に上乗せ利子補給				各資金の規定による ※以下参照	
農林漁業セーフティネット資金	林業者の方が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障をきたしている場合等に経営の維持安定に必要な長期運転資金	0.85~1.35	15	3	600 (一定の要件を満たす場合は、年間経営経費の6/12または粗収益の6/12のいずれか低い額)	—
農林漁業施設資金(災害復旧)	災害に被災した施設等の改良・造成・取得に必要な資金	0.85~1.40	15	3	300	80

⑤ 農山漁村女性・若者活動支援資金(女性・若者)

経営への参画や農林水産加工等の起業を目指す、**女性や後継者の活動を支援する資金**です

貸付対象者

農山漁村女性：女性農林漁業者またはその組織する団体

農山漁村若者：現に農林漁業を主たる職業とする生産者または将来農林漁業経営を実質的に承継すると認められる後継者で18歳以上50歳未満

資金の種類	貸付対象事業	貸付利率	償還期間	据置期間	貸付限度額
女性活動資金	作業環境整備等を行うのに必要な資金	無利子	10年以内 (左記※に係る資金は17年以内)	2年以内 (左記※に係る資金は5年以内)	個人200万円 団体500万円
	生産物を調理・加工・飲食営業する施設、直売施設				
若者育成資金	後継者の農林漁業生産に係る必要な施設整備(就業5年以内)※				個人600万円 (左記※に係る資金は個人1,800万円)
	農山漁村若者が居住する住宅の新築・増改築費用				
	結婚準備に必要な資金				

●融資の際には、県の審査があります ●大分県農業信用基金協会の保証等が必要です

独立行政法人 農林漁業信用基金 の信用保証制度

林業・木材産業者が銀行等の融資機関から資金を借り入れる場合、一定の出資と保証料をお支払いいただくことにより、**農林漁業信用基金がその債務を保証する制度があります**。出資金は保証利用終了後に払い戻しができます

資金の種類	保証割合	対象者	保証料率(注3)	出資額
一般資金 ○一般資金	80%保証	造林・育林・素材生産者・木材産業者・林業種苗生産者等	0.20% ～ 1.80%	保証額÷45 (注2)
制度資金 ○林業・木材産業改善資金(転貸) ○木材産業等高度化推進資金 ○合理化資金 ○林業経営改善資金 ○木材安定供給確保事業資金	原則 80%保証 (注1)	造林・育林 素材生産者 木材産業者等	0.15% ～ 1.35%	

(注1) 個別審査によっては、100%保証が可能となる場合があります

(注2) 令和7年1月21日現在の保証倍率

(注3) 保証料率は事業者の財務内容によります

●保証を受ける際には、農林漁業信用基金の審査があります。詳細は農林漁業信用基金、銀行等窓口でご相談ください

●1名以上の連帯保証人が原則必要です(法人は代表者を含みます) ●条件によっては無保証人保証とすることができます

独立行政法人農林漁業信用基金(林業信用保証制度)に関する問い合わせ先 ➡ ☎03-3434-7825
〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1(愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階)

資金に関するお問い合わせ

東部振興局	農山漁村振興部	林業・木材・椎茸班	☎0978-72-0156
中部振興局	農山漁村振興部	林業・木材・椎茸班	☎097-506-5746
南部振興局	農山漁村振興部	林業・木材・椎茸班	☎0972-22-0393
豊肥振興局	農山村振興部	林業・木材・椎茸班	☎0974-63-1174
西部振興局	農山村振興部	林業・木材・椎茸第一・二班	☎0973-22-2585
北部振興局	農山漁村振興部	林業・木材・椎茸班	☎0978-32-0622
大分県農林水産部	団体指導・金融課		☎097-506-3613
(株)日本政策金融公庫	大分支店		☎097-532-8491
(独法)農林漁業信用基金	(林業部門)		☎03-3434-7825

◎最新の利率、内容等を大分県ホームページ「林業・木材産業制度資金のご案内」にてご覧いただけます

